



NO.44

2014.06

発行人 高橋 修一

発行所 事務局

編集 企画総務委員会 (委員長 竹田 匡)

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4階

TEL.011-213-1313/FAX.011-213-1314

目次

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 福祉ニュース解説 | 2~3 |
| 2. ベテランの視点 | 4~5 |
| 3. 新人社会福祉士の紹介 | 6 |
| 4. 道内ぐるぐるリレーエッセイ | 7 |
| 5. 企画総務委員会からの報告 | 8 |
| 6. クロスワード/お悩み相談 | 9 |
| 7. 地区支部からのお知らせ | 10 |

事務局からのお知らせ

★ 2014年度の会費 ★

4月の引き落としができなかった会員及び4月入会の会員は、7月14日(月)に口座引き落としをしますので、今一度、残高の確認をお願いします。

★ お立ち寄りください ★

新事務所に移転してから三ヶ月が経ちました。植物園の緑が爽やかな場所です。道庁など近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください。笑顔でおもてなしをします。

— 会員の動向 (4月30日現在) —

○総会員数 1,714名 (男性 916名 女性 798名)

○入会率 22.01%

○新入会員数 (転入含) 34名 (累計)

○退会員数 (転出含) 6名 (累計)

[福祉ニュース解説]

「生活困窮者自立支援法」を考える

理事 湯浅 弥

平成 25 年 12 月 6 日に可決成立した「生活困窮者自立支援法（以下、法）」について、北海道社会福祉士会生活困窮者支援委員会の担当理事として、また、一人の社会福祉士として、述べていきたいと思ひます。

1 法の概要

まず、法の概要を見ていきます。法の目的は第一条に「この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする」とされています。では、この目的に沿う事業はどのように具体的に展開されるのか見てみます。

法の事業は、必須事業と任意事業にわかれています。

必須事業は、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う「自立相談事業」。離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当を支給する「住居確保給付金」の二つです。

他、任意事業は、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」。住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」。家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家

計相談支援事業」。生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」。そして、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業等があります。これらが法の目的と具体的な事業です。

法には、いままで制度の狭間におかれていた方々への支援が「制度」として実践できるとされる一方、いわゆる「水際作戦」の助長につながる等の意見も聞こえてきます。

では、そもそもこの法はなぜ創られたのか、法制定の趣旨を見ていきましょう。

趣旨では前段で「現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また、生活保護受給世帯のうち、約 25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている」

との現状分析の上、

「こうした中で、

生活困窮者の自立を

促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第 2 のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要（下線筆者）」と結論。

平成 24 年 4 月に社会保障審議会に生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し審議、報告を受けての法制定となっています。

他、法には特筆すべく内容が付帯決議として確認されています。



2 自立相談支援事業の相談員

それは、付帯決議の中で「自立相談支援事業の相談員については、(中略)関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること(下線筆者)」と、社会福祉士が位置づけられている事です。

本法案の提出にあたり日本社会福祉士会では「生活困窮者自立支援法案に対する声明」(2013年11月1日)を出しました。

声明では、①法案が生活保護申請のいわゆる「水際作戦」の手段として使われないこと、②自立相談支援事業を担う人材は相談援助の専門職とすること、③自立相談支援事業の委託に際しては相談支援機能を保障するための要件を付すこと、を挙げています。

ちなみに、平成25年11月12日の参議院における付帯決議の中には社会福祉士の文言はなく、同年12月4日の衆議院での付帯決議において、社会福祉士がはじめて位置づけられています。付帯決議に「社会福祉士」が位置づけられた背景には、このようなソーシャルアクションが大きく影響していることが伺えます。

さて、法の概要を、また日本社会福祉士会の声明を見ながら私は「制度と実践は福祉の両輪」と言う言葉を思いだしていました。同時に、この法を考える時、一昨年札幌白石区での姉妹の出来事が、そのフィルターとして常に私の頭の中に取り残っていました。

過去、生活保護のあり方は、朝日訴訟をはじ

めとする様々な経緯の中で、生活保護制度は「権利」として確認されてきました。そして、この事実が現在の生活保護制度の礎にあるのだと思います。一昨年の出来ごとは、私達に得なければならない教訓を提示していて、今一度私達はその教訓を踏まえ、この法を考える必要があるのではないのでしょうか。

また、同時に付帯決議として位置づけられている「社会福祉士」の重さも考えなくてはなりません。果たして、私達は付帯決議にある「支援業務に精通する人員」としてふさわしい実践ができるのでしょうか、法を対象者に近づけ、活かす実践ができるのか、法の趣旨をきちんと活かした実践をすることができるのか、等々多くの事を社会福祉士としての自らに問う必要もあるのではないのでしょうか。

北海道社会福祉士会では、企画総務委員会・生活困難者支援委員会との協働で、法に対する各自治体へのアンケート行っています。また、それらを踏まえ北海道社会福祉士会としての「提言」も出していきます。

会員の皆さんも、共に社会福祉としての自らに問いを發し、私達が専門職として何ができるのか、何をしなくてはならないのかを見だしていこうではありませんか。

(参考)「生活困窮者自立支援法の公布について(通知)」
厚生労働省社会・援護局長等 平成25年12月13日
「生活困窮者自立支援法案に対する声明」日本社会福祉士会 平成25年11月1日



ベテランの視点

「とちり帯広の風土と社会福祉士」

特別養護老人ホーム太陽園 施設長 杉野 全由

1 「とちり帯広」地域について

道東に位置し、1市18町村で成り立つ十勝地方の空の玄関口が「とちり帯広空港」（愛称）です。飛行機から眺めるパッチワークの風景も絶景です。食糧自給率1,100%という大地の恵みに支えられ、農業王国と言っても過言はないでしょう。

2 「顔が見える社会福祉士」

平成12年7月に「十勝社会福祉士会」が設立されました。私はちょうどこの時から仲間として迎えて頂き、初代会長の北條仁達さんには公私ともに大変お世話になりました。しかし、残念なことに北條さんは翌年急逝され、会としても柱を失い、急遽後任の会長に選任され、微力でしたが3年間会長を務めました。

当初は50名程だった会員数が今では150名を超える組織になり、事業内容も広範囲でより専門的です。十勝地区は、秋田県とほぼ同じ面積に約36万人が暮らしています。特徴としては「とにかく良くお互いの顔が見える地域」なのです。当初から組織率は高く70%を超えていたのもその一因と思われますが、地域の特性だけでなく、会員同士の距離やネットワークのあり方においても潜在的なものがあるのではないかと思います。現在の仕事上の接点を見ても非

会員より会員の方が明らかに多いと感じます。

3 「とちりらしさの取り組み」

会員数の増加と地域における支部の役割が増加する反面、本来の「社会福祉士とは何か？」という疑問を感じ、「とちりらしさ委員会」が立ち上がりました。

<合宿研修の実施>

最初の取り組みは、合宿形式の研修会。1泊2日の予定で実施され、音楽の演奏を聴き、映画を見て、自分たちの思いや立ち位置、専門性について大いに議論しようという内容でした。アクシデントもありましたが、とても良い機会になったと思っています。

<社会福祉士マップと実践報告集の作成>

顔が見える社会福祉士であることをより広くPRするため、平成22年度より、「とちり社会福祉士マップ」を作成して関係機関や自治体に配布しています。賛同を得た会員の顔写真と勤務先や連絡先、主な専門分野を掲載したカラー刷りのパンフレットを3度作成し（延19名分を掲載）、計9,000枚を配布しています。

また、様々な研修会の発表や講師依頼が増える中で、若い会員の発表の機会を保障するため、「実践報告集」を作成しています。平成22年度・23年度、そして25年度とこれまで3冊作成し、全部で22件の実践を掲載し、支部全体会の研修会等で発表の機会を設けています。

十勝地区支部の取り組みと想いの一部を紹介させて頂きました。私たちの今を見つめ、将来を描く一助になれば幸いです。

「シニアがシニアを支える社会づくりを目指して」

NPO法人シーズネット 奥田龍人

1 社会福祉士会と私

社会福祉士を取得したのは1995年、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター（現「こどもつくる」）に勤務していたときでした。1996年には北海道を退職し、医療法人溪仁会に入職しました。その後、3代目会長となり、法人化など組織の体制づくりのための仕事ばかりが印象に残っています。2004年によく社団法人を取得し、2007年に会長職を退き、現在は虐待対応専門職チームなどに参加しています。

2 現在の活動と社会福祉士の視点

現在はNPO法人シーズネットでシニアの社会参加活動を支援しています。使命は、シニアの①仲間づくり、②居場所づくり、③役割づくり、④支え合いであり、会員数は950名、30サークルと2つのサロンを運営しています。役割づくり（社会貢献）という点では、孤立防止の取り組みと高齢者向け住宅の質の向上、住み替え相談などに取り組んでいます。

今年度からJTのNPO助成事業で「傾聴ボランティアの養成と高齢者向け住宅への派遣事業」を開始しています。また、この過程で「北海道高齢者向け住宅事業者連絡会」という事業者団体を立ち上げ、事業者全体のレベルのアップにも取り組んでいます。北海道、特に札幌市は高齢者向け住宅が多く、私の集計（注）では高齢者人口の約3.7%分の戸数があり、介護保険3施設のベッド数は2.4%であるから既に施設

入所者を上回っていますが、介護保険施設は人員配置や研修など最低限のレベルは保障されているのに対し、高齢者向け住宅には質を保障する仕組みがないため、私どもが事業者団体と連携して取り組んでいます。

3 これからの活動と社会貢献

これからは、高齢者が高齢者を支え合う社会を創るための活動として、訪問介護と通所介護が介護予防から外れ地域支援事業に移行することになり、新しい地域支援事業のうち、要支援認定者のニーズへの対応は、単なる家事援助にと

どまらず、地域社会との関係の回復・維持の働きかけが重要です。しかし、この仕組みづくりはかなり厳しいと思っています。ホームヘルパーが

行う生活援助は、住民・市民レベルで行える支え合いのレベルではありません。住民・市民の支え合いのレベルを上げていくことは容易ではなく、担い手も限られてきます。

しかし、助け合いの主体である住民・市民も高齢者がメインになることは間違いなく、年金も受給しある程度経済的余裕がある高齢者群の活躍に期待していきべきだろうと思います。私もその様な仕組みづくりをしています。ただし、安定した収入がないので持続した組織マネジメントが課題となっていますが、それも乗り越える楽しみと思い、愚痴よりは未来を語りたい。

（注）制度外のシニア向け住宅が多く、正確な戸数は把握できない。推計である。



新人社会福祉士の紹介（1）

- 氏名：奥山 英梨香
- 生年月日：昭和59年3月18日
- 勤務先：NPO 法人脳外傷友の会コロポックル道南支部就労継続支援B型事業所コロポックルはこだて

■現在の仕事の内容

高次脳機能障がい者を抱える家族会が母体となっており、基本的には三障がいを受け入れている就労継続支援B型事業所ですが、主に高次脳機能障がい者を対象としており、授産製品などを作る作業の過程で当事者の得意なことや苦手なことを見極め、苦手なことに焦点をあてた支援ではなく、出来る事・得意なことに焦点をあてた支援を目標としている仕事です。また、必要に応じて当事者本人の気持ちを代弁しながら他職種と連携し当事者本人が、一日一日を過ごしやすい環境作りにも努めています。

■社会福祉士会に今後期待すること

同じ社会福祉士という資格を持つ人同士が、気軽に情報交換が出来て悩みなどを打ち明けられるような機会を増やし「つながり」を作れる場を提供して欲しいと思っています。

■社会福祉士として働いてみての感想

十人十色という言葉があるように十人いたら十通りの支援方法があるという事実直面し、当事者に対して言葉使いや態度など様々なことに配慮しているつもりでも、正解がない職種だと思っているので常に自分の行動・言動を振り返るようにし、より良い支援が出来るよう努力しています。

新人社会福祉士の紹介（2）

- 氏名：工藤 亜寿沙
- 生年月日：平成2年10月10日
- 勤務先：社会医療法人製鉄記念室蘭病院
医療福祉相談室

■現在の仕事の内容

業務としては2つに分けられ、1つ目は金銭面や生活面等、療養生活を送る中での様々な心配事、不安などについての相談対応です。入院・外来問わず、突発的な地域住民からの相談も応じています。2つ目は、退院支援に必要な入院患者に対してMSWが介入することです。当院医療福祉相談室は現在5名体制で、私は現在内科・循環器内科の病棟担当です。自宅退院に際して課題の残る患者への介入の他にも、当院は急性期病院のため、元の生活場所に退院困難な患者に対しての転院調整も行います。

■社会福祉士会に今後期待すること

所属領域（高齢者福祉関係、障害者福祉関係、医療福祉関係、児童福祉分野...等）にとらわれず、いろんな所属領域のワーカーさんが参加しやすそうな研修会があれば、今後の勉強のためにも参加したいと思います。

■社会福祉士として働いてみての感想

座学で学んできたソーシャルワークの基礎と実践を結び付けることと、ソーシャルワークを意識しながら業務のなかで実践していくことの2つを心掛けています。対象となる患者本人にとっての「well-being」の増進に結び付くような支援のために、日々勉強しながら頑張らないといけないと思う日々です。就職してから1年近く経過しましたが、これからも日々学びながら頑張っていきたいです。

[道内ぐるぐるリレーエッセイ]

「措置」業務の社会福祉士として



室蘭児童相談所 幅 三平

私は、室蘭児童相談所で主任児童福祉士として勤務しています。社会福祉士の多くが高齢者福祉や医療分野で活躍している現状と比べると、児童福祉領域はかなり少数派で活動の実態が目につれにくい分野です。

資格は、平成17年に取得しました。当時は、別の児童相談所に勤めており、特に社会福祉士取得の義務はなかったのですが、ケースワークの方法論を一度きちんと整理し、他職種の人との共通言語を身につける必要性を感じたことが、一番の受験動機です。昨年度、散々迷った末に本会主催の基礎研修Ⅰを受講しました。指定レポートや集合研修では、「措置」中心の業界にいる自分の立ち位置に、相当の違和感と、居心地の悪さを感じましたが、なんとか通年研修を終えることができました。研修自体はスキル修得目的ではないので、何かを身につけた実感は薄かったですが、社会福祉士の倫理基準や適用すべき場面がようやく心に落ち、同時に他の参加者も現場での葛藤に晒されているという現実を知ったことで、初めて社会福祉士としての一体感を得ることができたように思います。

今期は、基礎研修Ⅱを申し込みましたが、スケジュール上1年での履修は困難なので、2年計画としています。当年54歳になる自分では、現職中に認定社会福祉士取得は無理なのですが、とりあえず今後の教養(?)として長く受講する思いでいます。

児童相談所は、子どもの発達やその家族との

問題を扱ってきましたが、現在は児童虐待対応に代表されるように、「介入」や「措置」がかなりの業務割合を占めています。この中で、私がソーシャルワークを強く意識したのが、「里親支援」に就いた6年間です。平成19年に2年ぶりに児童相談所に戻り、当時は不十分とされた社会的養護、特に家庭(的)養護の充実を目的として、新職種としての里親支援業務を担当したのです。この時は児童福祉法の改正前であり、里親の定義は、法文にわずかに1行あるのみでした。仕事は、里親のリクルート、研修、子どもとのマッチング、里親の訪問支援、悩み等の相談、養育費(措置費)の支払い、時には子どもとの面接、相談所内の他職種との繋ぎなど多岐にわたり、明確な行動指針のない中で、何でも試みることが出来ました。北海道では、里親活用は古くから行ってきましたが、児童福祉司などが副次的に対応してきました。このため、里親を巡っての体系的なワーク理論がありません。そのため、従来のクライアント対応型ケースワークではなく、社会資源としての里親と協働するためのソーシャルワークを社会福祉士の観点から見いだす試みを続けてきました。例えば、里親を単に「子どもの預け先」と見るのではなく、里親家庭と子どもを含めた長期的な生活構造体として捉え直すことも、社会福祉士としての学習から得た視点とすることが出来ます。

なお、現在は、スーパーバイザー業務をしていますので、ここでも社会福祉士としての視点の適用を模索する日々です。



次の会員へバトンタッチ

企画総務委員会からの報告

報告者 委員長 竹田 匡



1 組織の改革

企画総務委員会では、昨年の秋より北海道社会福祉士会を、今よりもさらに魅力ある組織にすべく、『組織改革プロジェクト』と題して、改革案を検討しております。

昨年度検討した上で、理事会に提案し、去る3月に行われた予算総会で承認されたとおり、これまで各年度2回開催してきた総会を1回へと減じることになりました。総会の開催を減らすことによって経費を削減し、研修会などの経費に振り替えることで活動の充実を図ることが可能となります。さらに、会員に対して行った議案書のペーパーレス化に関するアンケートの結果、8割を超える会員から賛同を得ることができましたので、次回の総会から議案書をペーパーレス化し、さらなる経費節約を目指します。

議案書については、ホームページ等の活用を図り、インターネット上で閲覧できる方法を採用します。これにより難い会員に対しては、議案書の送付も併用することとします。限りある予算の中で、より魅力ある活動を展開するためには、不要不急の事業を見直し、道民の福祉向上にとって必要な事業の選択と集中を行う必要があります。

2 魅力ある組織づくり

徹底的な経費の節約をし、事業の充実を図りながら、組織率の向上に向け、さらなる会員の

拡大と退会者を減少させるためには、魅力ある組織づくりが必要になります。そこで、今年度、全道一斉に各地区支部単位で、本会の運営等に関するアンケート調査を実施することとしました。会員の皆様から出された意見は、各地区支部で取りまとめ、本委員会で整理をした上で理事会に次年度以降の事業案として提案していく予定であります。一人でも多くの会員の声を反映しながら魅力ある組織づくりを目指していきますので、是非ともアンケートへのご理解とご協力をお願いします。

3 政策提言

今年度、本会では、次年度から施行される生活困窮者自立支援法に関して政策提言を行うべく、準備を進めているところです。現在は、道内の全福祉事務所にモデル事業の実施状況及び次年度からの事業の運営体制並びに社会福祉士等の配置状況を明らかにするための調査を行っているところです。道内の実態を踏まえ、道民の福祉向上のためには何が必要なのかを検討をし、必要な政策案を提言していく予定であります。また、可能な限り社会福祉士の配置拡大も目指していきたいと考えております。

研修会中心の事業運営から脱却をし、政策提言などのソーシャルアクションを職能団体として積極的に行うことによって、道民に真に必要とされる組織として、また、会員をはじめ、非会員である社会福祉士にとっても魅力ある組織づくりを目指して活動を行って参りますので、会員みなさまのご理解とご協力をお願いします。

クロスワード

“ここにもいます 社会福祉士”

本会の会員がいる市町村名で、パズルを作りました。

①～⑥に入るひらがな6文字をつなげると、道内の有名な観光スポットになります。もちろん、このまちにも会員がいますよ。

- ①□□ 美しき唄のまち。宮島沼はラムサール条約登録湿地です
- ②□□ 民謡の王様・・・追分。8月の姥神大神宮渡御祭は、北海道最古のお祭り
- ③ 生乳生産量日本一。今年の尾岱沼えびまつりのゲストは山内恵介ですよ
- ④□□ 5月中旬から6月上旬、10万平方メートルの芝桜が咲き誇ります
- ⑤ サンタの故郷ノルウェーが認めた、日本唯一のサンタランドがあります
- ⑥□ □ サラブレッド観光と乗馬のまち。五冠馬シンザンの生まれ故郷です

回答は次号、お知らせいたします。

お悩み相談

本かわら版では、会員のみなさまからのお悩み相談を受け付けます。頂いたお悩みについては、その他の会員の方からのアドバイスを頂きながら、お悩みを一緒に考えていく企画を準備しております。是非とも日々の業務等で悩んでいることがありましたら、お一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

次の内容をメールにて事務局までお送りください。 メール info@hokkaido-csw.or.jp

- ニックネーム
- 年齢
- 所属機関の種別（職業）
- お悩みの内容 200文字



各地区支部からのお知らせ

【道央地区支部】

道央地区支部では去る6月14日に支部全体会及び社会福祉セミナーを開催し、今年度の事業計画が決定いたしました。

2013年度に設定させていただいた中期計画に則った形でブロックでの活動を重視した形となっております。

詳しい内容につきましては5月第3週にお送りいたしました議案書にてご確認下さい。

【道北地区支部】

5月17日(土)、旭川市内で支部全体会を行い、2014年度の事業計画などが決定しました。◆2014年度は次のような活動を行う予定です。・地区支部セミナー(春季・秋季)・高齢者障害者の権利擁護セミナー(他団体と共催)・ぱあとなあ地区支部研修(3~4回実施) etc...この他にも各ブロックでの活動を積極的に実施していきます。※地区支部役員改選により支部長が替りました。新支部長山口昌宏(社会福祉法人旭川ねむのき会)

【道南地区支部】

道南地区支部では5月28日(水)全体会を開催しております。今年度は例年企画のほか、市民後見に関する更なる参画や、函館地方検察庁との連携もあらたな取り組みとしてあげています。

社会福祉士会としての取り組みや実践を様々な形で地域へ向け発信し、我々社会福祉士がそしてその職能団体である社会福祉士会が、地域とより「つながり」が出来るよう、支部として取り組んで行きたいと思っております。

【日胆地区支部】

『春季研修会・日胆地区支部全体会開催』

日時6月14日(土)・15日(日) 苫小牧市

北海道医療ソーシャルワーカー協会日胆支部、日胆地区ソーシャルワーカー協会との共催により春季研修会を開催致しました。

支部全体会では平成25年度事業報告並びに平成25年度収支決算報告等を行いました。

《今後の研修予定》

平成26年度「社会福祉士セミナー」7月

【十勝地区支部】

十勝地区支部では、5月10日に地区支部全体会、第1回学習会を開催しました。全体会では昨年度の事業報告と今年度の事業計画を確認し、佐々木支部長再任をはじめ、新役員が選出されました。

学習会では、「社会福祉士の専門性を考える」をテーマとして、道理事生涯研修担当でもある、東村智之会員より、新生涯学習制度について説明、また岡本大輔会員、大山聡子会員より実践報告を行いました。終了後には、懇親会が行われ、新しく会員になられた方も含め、交流を深めることができました。十勝地区支部では、今年度も各学習会、社会福祉セミナーなど、十勝らしさも含めた活動を予定しております。

【オホーツク地区支部】

平成26年2月28日(金)斜里町総合保健福祉センターぽると21にて権利擁護セミナーを開催しました。1部では野呂伸一弁護士(野呂伸一法律事務所)より成年後見制度の基礎知識を、第2部ではオホーツク地区支部会員の尾崎仁美氏より成年後見人としての実際を身近にわかりやすく説明して頂きました。

【釧根地区支部】

釧根地区支部は、5月10日に総会を無事に終了しています。今年度もソリューション・フォーカスト・アプローチ研修、虐待防止プロジェクト2014、福祉なんでも相談、毎月の定例学習会と盛りだくさん企画しています。多くの方の参加をお待ちしています。